

事例番号:340300

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第五部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

経産婦

2) 今回の妊娠経過

一絨毛膜二羊膜双胎の第1子

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 33 週 0 日

23:29 胎動減少のため受診し、一児子宮内胎児死亡のため入院

4) 分娩経過

妊娠 33 週 1 日

1:50 一絨毛膜二羊膜双胎、一児子宮内死亡のため帝王切開で第1子
娩出、頭位

1:52 第2子娩出

胎児付属物所見 第1子・第2子の血管吻合あり

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:33 週 1 日

(2) 出生時体重:1900g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.25、BE -5.9mmol/L

(4) Apgarスコア:生後1分3点、生後5分5点

(5) 新生児蘇生:人工呼吸(バッグ・マスク、チューブ・バッグ)、気管挿管

(6) 診断等:

出生当日 早産児、新生児仮死、低出生体重児

(7) 頭部画像所見:

生後 34 日 頭部 MRI で脳室拡大、両側頭頂葉から後頭葉にかけて多嚢胞性
の変化を認め、嚢胞性脳室周囲白質軟化症の所見

6) 診療体制等に関する情報

(1) 施設区分: 病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師: 産科医 2 名、小児科医 2 名、麻酔科医 1 名

看護スタッフ: 助産師 2 名、看護師 2 名

2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は、一絨毛膜二羊膜双胎の一児子宮内胎児死亡により、胎盤内の血管吻合を介した血流の不均衡により、胎児の脳の虚血が生じ、脳室周囲白質軟化症 (PVL) を発症したことであると考える。

(2) 脳虚血発症時の児の脳血管の特徴が脳性麻痺発症の背景因子であると考ええる。

3. 臨床経過に関する医学的評価 (2020 年 4 月改定の表現を使用)

1) 妊娠経過

(1) 妊娠中の外来管理は概ね一般的である。

(2) 妊娠 33 週 0 日の妊婦健診時の対応 (超音波断層法で一児の羊水過多を認めるがハルステストでリアクティブと判断し 1 週間後に健診としたこと) は選択肢のひとつである。

2) 分娩経過

(1) 妊娠 33 週 0 日に胎動が乏しい自覚のある妊産婦に外来受診を指示したことは一般的である。

(2) 妊娠 33 週 0 日、胎動減少のため受診した際の対応 (超音波断層法実施、分娩監視装置装着、一児死亡と診断し入院としたこと、胎児心拍数異常があれば帝王切開の方針としたこと) は一般的である。

(3) 妊娠 33 週 1 日に体重差のある一絨毛膜二羊膜双胎における子宮内一児死亡後に、生存する胎児への影響を考慮し帝王切開としたことは一般的である。

- (4) 帝王切開決定から1時間10分で児を娩出したことは一般的である。
- (5) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。
- (6) 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。

3) 新生児経過

新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸、気管挿管)は一般的である。

4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

- (1) 一絨毛膜双胎の妊婦健診においては推定体重に加えて羊水量を計測し診療録に記載することが望ましい。

【解説】本事例では妊婦健診ごとに胎児推定体重を計測し診療録に記載があるが、羊水量については妊娠32週まで記載がない。羊水量を計測している場合は診療録に記載する必要があり、また、計測していない場合は、「産婦人科診療ガイドライン-産科編2020」に則って羊水量を評価することが望まれる。

- (2) 診療内容を患者に分かりやすい表現で伝え、患者に十分な同意を得て診療を行うことが重要である。

【解説】「家族からみた経過」によると、妊娠31週0日の健診時、鉄剤の服用継続の必要性について質問したが、一方的に「もう、いいから」と言われ、血液検査をしたわけでもないのにおかしいと感じた、とされている。また、「保護者の意見」によると、妊産婦は計画的な帝王切開を希望したが、医師から経膈分娩できまると言われたとされている。診療方針と患者の希望が異なる場合は診療内容についての十分な説明を行い、同意を得ることが大切である。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

- (1) 事例検討を行うことが望まれる。

【解説】児が新生児仮死で出生した場合や重篤な結果がもたらされた場合は、その原因検索や今後の改善策等について院内で事例検討を行うことが重要である。

(2) 「保護者の意見」からは、当該分娩機関の対応に対する不信、不満があると思われるので、十分な説明を行う体制を整えることが望まれる。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

ア. 一絨毛膜二羊膜双胎における脳性麻痺発症の原因究明と予防、特に一児子宮内胎児死亡時の血流の不均衡が原因で発症したと考えられる胎児脳障害に対する研究を強化することが望まれる。

イ. 一絨毛膜一羊膜双胎には、特有の予後不良な病態があるため、一絨毛膜一羊膜双胎の管理指針の策定が望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。